別表第三　開設計画の認定の審査事項

一　次に掲げる事項への適合の度合いがより高いこと。

1　認定日から起算して四年を経過した日の属する年度の末日の計画において特定基地局の人口カバー率（メッシュ（特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、全国の人口で除した値をいう。）を百分の五で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

2　認定日から起算して四年を経過した日の属する年度の末日の計画において特定ひっ迫区域における高度特定基地局の数を千で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

3　特定基地局（屋内等に設置するもの及び屋内においてその通信の相手方である陸上移動局との間の通信を可能とするために設置するものに限る。）の開設数及びその開設場所に関する具体的な計画がより充実していること。

4　特定基地局の運用に必要な電気通信設備に係る次に掲げる対策その他当該電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していること。

㈠　電気通信設備の設計、工事、維持及び運用を行う場合にデータの誤入力又は誤設定その他の誤りが容易に生じないための対策

㈡　通信量又は制御信号の増加を考慮した設備量を確保するための対策

㈢　ソフトウェアの欠陥による障害の対策

5　多数の者（既存事業者及び広帯域移動無線アクセスシステム事業者を除く。）に対する電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。

6　申請者に指定済周波数を割り当てていないこと又は申請者に割り当てている指定済周波数（別表第二の十4㈠に定める者（別表第一の八6から8までに規定する通信に係る者に限る。）又は同4㈠（⑵に係る部分に限る。）若しくは㈢（⑵に係る部分に限る。）に定める者に割り当てている周波数を含む。）の幅に対する当該指定済周波数に係る電気通信役務の契約数（同4㈠に定める者（別表第一の八6から8までに規定する通信に係る者に限る。）又は同4㈠（⑵に係る部分に限る。）若しくは㈢（⑵に係る部分に限る。）に定める者の周波数に係る電気通信役務の契約数を含む。）がより大きいこと。

7　認定日から起算して四年を経過した日の属する年度の末日の計画において次に掲げる値により定める人口カバー率を百分の五で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

㈠　メッシュ（申請者の指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、全国の人口で除した値

㈡　メッシュ（申請者の指定済周波数を使用する基地局（屋内等に設置するものを除き、設備規則第四十九条の六の九に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものであって、当該基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の信号の伝送速度が当該無線設備の信号の伝送速度と同等以上であるもののうち、次の⑴から⑷までに掲げるチャネル間隔（キャリアアグリゲーション技術を利用する場合にあっては、合計したチャネル間隔）に応じ、一の陸上移動局への送信においてそれぞれ当該⑴から⑷までに定める空中線を使用するもの（⑷に定める一の空中線を使用する場合以外の場合にあっては、空間多重方式を用いるものに限る。）に限る。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、全国の人口で除した値

⑴　五MHz幅以上の空中線

⑵　一〇MHz以上四以上の空中線

⑶　一五MHz以上二五MHz以下　二以上の空中線

⑷　三〇MHz以上　一以上の空中線

8　認定日から起算して二年を経過した日の属する年度の末日の計画において、携帯無線通信を利用することが困難な地域のうち、特定基地局又は申請者の指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域（携帯無線通信を利用することが困難な地域ごとの居住区域の全部において、当該特定基地局又は当該基地局若しくは陸上移動中継局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域に限る。）内に居住する者の数の合計を百で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

二　認定日から起算して四年を経過した日の属する年度の末日の計画において、メッシュ（陸上に係るものであって、特定基地局又は申請者の指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）の数の合計を、メッシュ（陸上に係るものに限る。）の総数で除した値により定めるカバー率を百分の一で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

別表第四　特定ひっ迫区域

都道府県	区域
東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、渋谷区、中野区及び豊島区
神奈川県	横浜市西区
愛知県	名古屋市東区、中村区及び中区
京都府	京都市中京区及び下京区
大阪府	大阪市都島区、福島区、西区、天王寺区、浪速区、阿倍野区、北区及び中央区
福岡県	福岡市中央区

注　行政区画に変更があった場合においても、当該区域は、なお従前の区域による。

○総務省告示第三百四十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十三第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成二十六年総務省告示第三百四十七号（第四世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）に基づく特定基地局の開設計画の認定の申請期間等を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日　　総務大臣　山本　早苗

一　申請期間

平成二十六年九月二十六日（金）八時三十分から同年十月二十七日（月）十七時十五分までの間

二　申請の提出先

総務大臣又は総合通信局長若しくは沖縄総合通信事務所長

三　問合せ先

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課　電話〇三（五二五三）五八九三

四　申請要領

開設計画の認定を受けようとする者が認定の申請を行うための要領その他の必要な事項は、別に公表する。